

令和3年8月19日

営業時間短縮の協力要請に対する状況調査について

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、宮城県内（仙台市を除く）へのまん延防止等重点措置の適用により、8月20日（金）午後8時から9月13日（月）午前5時までの間、営業時間短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）の協力要請にご協力いただいた飲食店等に対し、協力金を支給いたします。

これに伴い、協力状況を把握するため、状況調査を実施しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和3年8月20日（金）午後7時45分～9時
- 2 場 所 市内全域
- 3 実施方法（1）対象 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店等（約400店舗）
※宅配・テイクアウトのみで営業する店舗及び要請前から、午前5時から午後8時までの時間内で営業している店舗を除く

（2）状況確認調査
市職員が13班編成により、対象となる店舗について、目視などにより協力状況を調査

[問い合わせ]
登米市産業経済部地域ビジネス支援課
課長 佐藤 貴光
TEL：0220-34-2706（直通）